平３１厚政第６１３号

裁　　決　　書

審査請求人

〇〇〇〇

〇〇〇〇

上記代理人

〇〇〇〇

〇〇〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和〇年〇月〇日付けで提起された生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２６条の規定に基づき〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主　　文

本件処分を取り消す。

第１　事案の概要

１　処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで請求人世帯（請求人、母の２人世帯）の生活保護を開始した。

２　自動車検証によると、請求人は、車両番号○○○○（排気量又は定格出力○Ｌ）の普通自動車（以下「本件自動車」という。）の使用者及び所有者であり、その使用の本拠の位置は、使用者住所と同じである。

３　請求人は、保護開始前より本件自動車を保有しており、自身の通院及び、母の通院、買い物、ゴミ出し等のために使用していた。

４　請求人は、○の障害があり、○を所持している。

５　平成○年○月○日、処分庁は、請求人の自宅を訪問した際、同年○月末までに本件自動車を処分するよう法第２７条に基づく口頭指導を行った。

６　５を受け、同日、請求人は、階段の昇降が困難であるため、公共交通機関での通院は難しく、母の通院についても本件自動車が必要である旨を述べ、処分庁に対し、自動車の保有及び使用について所内で協議をするよう要望した。

７　６を受け、処分庁は、請求人は保護開始時において失業や傷病により就労を中断しているが、体調がよくなれば就労再開を希望しているため、早期就労し保護からの脱却を考えていることが見込めると判断し、平成○年○月○日に、本件自動車の処分保留期限を平成○年○月○日までとすることを決定し、その旨を請求人に伝えた。また、処分庁は、処分保留期限が到来し、保護からの脱却に至らなかった場合には、本件自動車の保有は容認できないため、処分指導を行うことになると説明し、請求人はこれを了承した。その際、本件自動車の処分指導は保留しているが、使用は容認していないため、継続して使用することがないよう法第２７条に基づく口頭指導をし、後日、法第２７条に基づく文書による指導指示書を交付する旨を伝えた。

８　処分庁は請求人に対し、７のとおり平成○年○月○日に本件自動車の使用の禁止について法第２７条第１項に基づく文書による指導指示書の内容を説明し、交付した。

９　平成○年○月○日、処分庁は、請求人の自宅を訪問した際、自動車を使用していないか確認したところ、請求人から緊急で母を病院に連れていく際に使用したことを聴取したことから、同日、自動車の使用の禁止について法第２７条に基づく口頭指導を行った。

10　平成○年○月○日、処分庁は、請求人に対し、処分指導の保留期限は○月○日であり、それ以降は処分指導となることを伝えた。

11　平成○年○月○日、処分庁は、請求人に対し、処分指導の保留期限を過ぎたため、今後は処分指導を行うことを伝えたが、請求人は、歩いて買い物やゴミ出しに行くことは不可能であり、自動車がないと生活ができない旨を処分庁に伝えたため、処分庁は、生活保護受給中は原則自動車の保有が認められない旨を請求人に対して伝えた。

12　平成○年○月○日、処分庁は、請求人に対し、処分保留期限は○月○日までとなっており、当該期限が過ぎているため、自動車の早急な処分及び使用の禁止について法第２７条に基づく口頭指導を行った。

13　平成○年○月○日、処分庁は、本件自動車を処分し生活保護を継続するのか、本件自動車を処分せず生活保護を受けるのを止め年金で生活していくのかの確認をし、請求人はどちらを選んでも生活が成り立たないとの主張のため、次回訪問時までに決断しておくよう伝えた。

14　平成○年○月○日、処分庁は請求人に対し、自動車の保有及び使用の禁止について、法第２７条に基づく口頭指導を行った。

15　平成〇年〇月〇日、処分庁は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日を期日とした自動車の処分及び使用の禁止について、法第２７条に基づく文書による指導指示書を交付した。

16　平成〇年〇月〇日、請求人は、〇のため、少し重いものを持って歩くことや階段の利用が困難であり、ごく短い距離を歩くことしかできず、また、母は〇であり、自身と母の通院、買い物、ゴミ出しなどには自動車が必要であるため、自動車の保有、使用が認められないと生活ができない旨が記載された要望書を処分庁に提出した。

17　16の要望書の提出を受け、処分庁は、平成〇年〇月〇日に所内協議を行い、請求人に対し本件自動車の使用禁止・処分について口頭指導と文書指導を実施するも、使用を続け処分期日とした平成〇年〇月〇日を過ぎてもなお処分に至っていないため、法第６２条第４項に基づく弁明の機会を設定することとした。

18　平成〇年〇月〇日、処分庁は、請求人に対して、17に係る弁明通知書を交付した。

19　平成〇年〇月〇日、請求人は、弁明の機会において、買い物、ゴミ出し、通院の際にどうしても自動車が必要であり、処分はできない、また、公共交通機関を利用して買い物に行くにしても、足が悪いため、バス停まで荷物を抱えて歩くことができないこと、電車の場合であれば、駅で陸橋を渡り向かいのホームに行くことが不可能であると弁明した。処分庁は、今回の弁明内容を基に、１ヶ月以内に請求人に対し今後の対応について回答すると伝えた。

20　19を受け、処分庁は平成〇年〇月〇日に所内会議を実施し、利用可能な

サービスの情報提供が不十分であったのではないかとの指摘を受け、請求人の母のケアマネージャーとも連携し、再度請求人に対して利用可能なサービスの情報提供を行い、自動車の処分について判断してもらう方向とした。

21　20を受け処分庁は請求人に対し、平成○年○月○日、通院の際のタクシーの利用については扶助が出ること、ゴミ捨てについてはゴミ回収サービスの利用を行うなどの代替案を提案するも、請求人は自動車の処分指示には従わず、生活保護の廃止を了承した。処分庁は、保護を廃止する際に国民健康保険への加入の手続きを行うように伝えるとともに、生活に困窮した場合は再度生活保護の申請が可能であることを説明した。

22　処分庁は、平成○年○月○日に本件処分を通知した。

23　令和○年○月○日、審査庁は、審査請求人代理人弁護士より、追加証拠提出として、○病院より「○及び○のため、歩行障害は認めるも、車を運転しての移動は可能。公共交通機関での移動は、困難が認められる」旨の診断書を受理した。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張

請求人は以下のとおり主張している。

（１）請求人は、○の障害があり、○を所持している。また、請求人の母については、○でデイサービスを利用している。

（２）請求人は、歩行はできるものの、物を持って歩いたり、階段を利用するのは困難である。このため、請求人及び母の通院のほか、買い物、ゴ

ミ出しなどに自動車を利用せざるを得ない状況である。

（３）請求人の主治医も「日常生活において車の利用は必須」と述べており、令和〇年〇月〇日に同様の内容の診断書の提出を受けている。

（４）請求人の所有する本件自動車は平成〇年式の普通乗用車であり処分価値は極めて低い。

（５）以上から、自動車の保有を原則として認めない現在の実務運用のもとでも、本件は、その個別事情から例外的に「社会通念上処分させることを適当としない」ケースに該当すると解されるため、本件保護廃止決定は取り消されるべきである。

（６）反論書より請求人は、処分庁は、本件においては、公共交通機関の利用が著しく困難というわけではない、と主張するが、以下の理由よりその判断は誤りがあると主張する。

①処分庁は「歩行は可能」と主張するが、請求人は短距離がやっと歩ける程度であり、階段の上りは手すりを使いどうにか登れるが、下りはかなり難しい。また、〇駅が自宅から比較的近くにあるが、陸橋がある。

②請求人が通院している〇外科は、バス停から約〇ｍ、〇クリニックは、同バス停から〇ｍあり、とても歩行は無理である。

③処分庁は、〇市が行っているおでかけサポートタクシー券を交付する高齢者タクシー料金助成事業というサービスを利用できると主張するが、料金（自己負担分）がいくらで、どのような利用方法となるか不明であり、請求人はその点について説明を受けていない。

④請求人の母は、〇のため、狭い場所で他人といることを嫌がるため、タクシーの利用は困難である。なお、請求人の母の通院について、通院移

送費が支給できるとの説明は受けていない。

（７）反論書より請求人は、処分庁は、本件自動車の保有を認めるかどうかの判断において、請求人の保有する自動車の処分価値を全く考慮しておらず、その処分価値を全く考慮しないことに、合理的な理由はないと主張する。

２　処分庁の主張

処分庁は以下のとおり主張し、本件処分に何ら違法又は不当な点はなく、この審査請求は棄却されるべきであると弁明している。

（１）請求人に対し、保護開始時より法第２７条に基づく口頭指導を３回行っている。自立支援活動確認書により就労による自立に向けた活動を行う意思があり、早期就労し保護から脱却が見込めると判断し、本件自動車の処分保留期限を平成〇年〇月〇日とした。その後、保留期限が到来し、保護からの脱却に至らなかったと判断し、処分指導を行うこととなった。その後も、就労の実態がなかったため、処分指導を再開し、法第２７条に基づく口頭指導を２回、文書指導を１回行った。法第６２条第４項による弁明の機会を与え、聴聞を実施したが、請求人の母の通院、買い物、ゴミ出し等の日常生活に自動車の使用が必要だとの理由で指示に従う意思を示されなかったため、適切な保護が実施できないとし保護廃止決定となったものである。

（２）請求人の主治医が「日常生活において車の利用は必須」と述べている件について、主治医が示しているのは自動車の「利用」であり、これは、タクシーやバス、他人の運転する自動車も含めて自動車の利用が必

須であると解釈できるため、通院などに自動車が利用されることは明らかだが、請求人が自動車を保有して使用することは不可欠であるとは言えないため、〇とはいえ、自動車の使用を認められると解することはできない。

（３）請求人は物を持って歩くことはできないものの、歩行は可能であり、自宅近くには〇駅やバス停があり、目的地が駅やバスから遠い場合でも、市が行っているおでかけサポートタクシーを交付する高齢者タクシー料金助成事業などの他施策により費用負担を軽減して移動できるため、地域事情からも公共交通機関の利用が著しく困難というわけではない。

第　３　　理　由

１　本件に係る法令等の適用について

（１）法第４条第１項では、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。この同項の「資産」の活用について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付け厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第３の１の「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」及び、第３の５の「社会通念上処分させることを適当としないもの」等を除き、第３本文前段において「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに

適しない資産は（中略）原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」とされている。

また、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）第３の１の問３－１４によると、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第３の１２以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合の解説に際して、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない」とされている。

（２）障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車の保有については、課長通知問第３の１２において、以下①～⑤のいずれにも該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときには、保有が認められるとしている。

① 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

② 当該者の障害の状況により使用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

③　自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね２，０００cc以下）であること。

④　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

⑤　障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一社若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供することとしている。

（３）保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるもの（法第１０条）とされ、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができ（法第２７条第１項）、被保護者は、これに従わなければならない義務があり（法第６２条第１項）、保護の実施機関は、被保護者がその義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第６２条３項）と規定され、保護の変更、定地又は廃止を行う場合には、保護の実施機関は、当該被保護者に対してあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知して、弁明の機会を与えなければならない（法第６２条第４項）と規定されている。

（４）保護の実施機関が、保護受給中の保護者に対し、法第２７条第１項による指導指示を行う場合として、「生活保護法による保護の実施要領に

ついて」（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１１の２の（１）のカにおいて、アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるときと規定されている。

（５）保護の実施機関が、保護受給中の保護者に対し、法第２７条第１項による指導指示を行うに当たって、局長通知第１１の２の（３）において、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意することと規定されている。

（６）局長通知第１１の２の（４）においては、法第２７条による指導指示は口頭により直接該当被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行い、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第６２条により所定の手続きを経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うことと規定されている。

また、規則第１９条において、法第６２条第３項に規定する保護の実施機関の権限は、法第２７条第１項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないと規定され、手引のⅡの４の（５）において、文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、

さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行ったうえで、弁明の機会を与える等法第６２条第４項による所定の手続きを経て保護の変更、停止又は廃止を行うことと規定されている。

（７）被保護者が法第２７条第１項の規定による書面による指導指示に従わない場合の取扱いについては、課長通知問第１１の１の答において、必要と認められるときには、法第６２条の規定による所定の手続きを経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うこと及び当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第２７条により書面による指導指示を行うことが規定されている。

また、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれかを適用するかの基準については、以下のように規定されている。

① 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

② ①によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第６２条の規定により所定の手続きを経たうえ、保護を廃止すること。

③ ②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

（ア）最近１年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

（イ）法第７８条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（ウ）保護に停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

（８）法第２７条第１項に基づく指導指示書は、手引のⅡの１の（２）のエにおいて、当該被保護者（これによりがたい場合は、世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえで手交することと規定されている。

また、手引のⅡの２の（３）において、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止されたものが、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えないと規定されている。

２　本件処分について

まず、第２審理関係人の主張の要旨の１請求人の主張について、（１）～（４）を踏まえ、（５）より、自動車の保有を原則認めない現在の実務運用のもとでも、本件は、その個別事情から例外的に「社会通念上処分させることを適当としない」ケースに該当すると主張するとしている。また、反論書により（６）について①～④を踏まえ、公共交通機関の利用が

著しく困難であること、及び（７）については、処分庁は本件自動車の処分価値を全く考慮していないと主張している。この点について、処分庁の判断について検討する。

（１）については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（２）については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（３）については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（４）については、処分庁は請求人が保有する本件自動車は、平成〇年式の普通乗用自動車であり処分価値は小さいと判断しており、違法又は不当な点は見当たらない。

（５）については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（６）の①については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関

する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（６）の②については、処分庁は、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（６）の③については、処分庁は請求人に対し、高齢者タクシー料金助成制度やゴミ回収サービス等の説明は行っているが、具体的な料金、利用方法等の説明については弁明書及び関係資料からは確認できず、十分な説明がなされているとはいえない。

（６）の④については、主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断しており、社会通念上処分させることを適当としないものかどうかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

（７）については、処分庁は請求人が保有する本件自動車は、平成〇年式の普通乗用自動車であり処分価値は小さいと判断しており、違法又は不当な点は見当たらない。

また、請求人は、第１事案の概要の３のとおり、本件自動車を自身と母の通院、買い物及びゴミ出し等に使用していることから、日常生活の便利のために使用しているものと認められる。別冊問答集３の１の問３－１４

のとおり日常生活の便利に用いるための自動車の保有は認められないこととされており、請求人が本件自動車を保有し、及び使用することは認められない。

ただし、請求人は第１事案の概要の３のとおり〇を取得しており、通院に限っての保有及び使用が認められる余地があるため、その可否について、第３理由の１の（２）の①から⑤までの要件に則して検討する。

① については、第１事案の概要の２及び３のとおり、請求人が本件自動車の所有者であり、通院のために定期的に本件自動車が利用されていることから、要件を満たす。

② については、処分庁は主治医、嘱託医等に自動車の使用に関する医学的な意見を聴取しないまま自動車の保有及び使用の可否を判断している。これに対し、第２審理関係人の主張の要旨の１の（３）のとおり、請求人は令和〇年度〇月〇日に主治医より「日常生活において車の利用は必須である」との診断書の提出を受けている。この点から、請求人の自動車の保有については、保護の実施機関がケースワークを通じて請求人の生活実態を十分に把握し、主治医、嘱託医等関係者の意見も踏まえたうえで、その個別性、具体性に応じた判断を組織的に行うべきものであるため、処分庁において②の要件を満たすかどかを判断できるだけの調査検討が十分に行われているとはいえない。

③ については、処分庁は本件自動車の処分価値について、平成〇年式の普通自動車であり、処分価値は小さいと判断しており、要件を満たす。

④ については、処分庁は、請求人の生計は生活保護費と請求人の老齢厚生年金、母の老齢基礎年金で成り立っており、自動車を維持するための費用を他からの援助や他施策の活用で賄われる見通しはなく、生活保護費のやりくりで維持費が確実に賄われる見通しがあるとは言えないと判断しており、要件を満たさない。

⑤ については、第１事案の概要の２及び３のとおり、請求人自身が運転するものであるため、要件を満たす。

以上のとおり、④について要件を満たしておらず、第３理由の１の（２）の「いずれにも該当」にあたらないが、いずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情がある場合は厚生労働大臣に情報提供することを持って容認することができるとされており、また、②について、要件を満たすのであれば、通院のために本件自動車の保有及び使用が認められる余地がある。このことから、処分庁は、再度調査を行い②について要件を満たすかどうかを検討の上、請求人が本件自動車を保有し、使用することを認めるかどうか判断をすべきであったが、再度調査、判断を行わないまま保有否認としたことは違法又は不当であると認められる。

したがって、前述のとおり、自動車の保有の要件について十分に調査検討することなく保有を否認し、第１事実の概要の15の指導指示に従わなかったことを理由として本件処分を行ったことについて、違法又は不当であると認められるため、本件処分は取り消しを免れない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるため、行政不服審査法第４６条

第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）１０月１７日

山口県知事　　村　岡　嗣　政